災害時における復旧支援協力に関する協定

香川県(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。)とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の30で準用する第15条の2の規定に基づき、地震をはじめとする災害等(以下「災害等」という。)により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う乙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を図るため、乙の 甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めるものとする。

(復旧支援協力の要請)

- 第2条 甲は、乙に対し、被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関し、次に掲げる業務の 支援(以下「復旧支援」という。)を要請することができる。
 - (1) 被災した下水道管路施設の機能の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃、修繕)
 - (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 前項の復旧支援協力の要請(以下「支援要請」という。)に関する甲の連絡窓口は香川県土 木部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部香川県 部会とする。
- 3 甲の乙に対する支援要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請され た業務を遂行する。

(費用)

- 第3条 この協定に基づき乙の会員が甲に対して行った復旧支援に要した費用は、甲の負担とする。
- 2 甲は、前項の費用の算定について、乙の見積りを参考にして積算し、別途契約を締結し、乙 の請求に基づき甲が支払うものとする。

(報告)

- 第4条 乙は、甲の要請により行った復旧支援業務が終了したときは、速やかにその状況を報告 書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。
- 2 乙は、毎年3月31日現在における支援要請に対する協力が可能な乙の会員、提供可能な車両等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

- 第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。
- 2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管するものとし、本協定の目的以外に使用してはならない。
- 3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があったときは、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったときは、復旧支援に協力する乙の会員に対し、甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 復旧支援に協力する乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを復旧支援及び必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲と乙の合同訓練を実施する場合については、前2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、「下水道事業における災害時支援に関するルール」(公益 社団法人日本下水道協会)に基づく下水道対策本部が設置されたときは、下水道対策本部によ る活動を優先するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙双方から協定終了の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の負担)

第9条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務により、第三者に損害が生じたときは、甲 乙協議してその処理解決にあたるものとする。

(その他)

- 第10条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月1日

- 甲 香川県高松市番町四丁目1番10号 香 川 県 香川県知事 池 田 豊 人
- 乙 東京都千代田区岩本町二丁目 5 番11 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会 長 長 谷 川 健 司